

離職者等緊急生活資金（令和2年度版）

離職されて求職活動を行っている方、または休業中の勤労者の生活安定に資することを目的とした融資制度です。

＜お申込み可能な方＞

離職後、求職活動を行っている方、または、休業中の方で、かつ、以下の全てに該当する勤労者が対象です。

- 原則として、愛媛県内に住所を有し、かつ、その期間が引き続き1年以上であること。
- 原則として、20歳以上65歳以下であること。

（離職者の方）

- ・ 離職前において、原則として引き続き1年以上同一事業所に勤務していたこと。
- ・ 離職前において、主としてその収入によって、世帯の生計を維持していたこと。
- ・ 離職の原因が、懲役以上の法定刑に当たる行為でないこと。

（休業者の方）

- ・ 原則として引き続き1年以上同一事業所に勤務していること。
- ・ 主としてその収入によって、世帯の生計を維持していたこと。



離職者緊急生活資金

資金用途は、離職によって、本人又は離職者が扶養する者の生活に必要な資金。

- 金利／年0.3%（別途、保証料がかかりますが、愛媛県が保証料全額を負担。）
- 返済期間／5年以内（6ヶ月以内の元金返済据置可能）
- 限度額／100万円（離職者一人につき）
- 保証／保証機関の保証及び連帯保証人1名が必要です。
- 必要書類／住民票、市町村県民税（所得・課税）証明書等主として申込人の収入によって世帯の生計を維持していたことを証する書類、その他審査に必要な書類



休業中の緊急生活資金

資金用途は、本人又は休業者が扶養する者の生活に必要な資金。

- 金利／年0.3%（別途、保証料がかかりますが、愛媛県が保証料全額を負担。）
- 返済期間／5年以内（6ヶ月以内の元金返済据置可能）
- 限度額／100万円（休業者一人につき）
- 保証／保証機関
- 必要書類／住民票、市町村県民税（所得・課税）証明書等主として申込人の収入によって世帯の生計を維持していたことを証する書類、その他審査に必要な書類

愛媛県提携融資のご案内に係る注意事項

- ※ 表示金利は、2020年6月1日現在です。
- ※ 金融情勢等により基準金利の見直しのため、記載の金利でのお借入ができない場合があります。
- ※ 審査の結果、ご希望に添えない場合もございますので、ご了承ください。
- ※ 詳しくは、窓口の説明書をご用意しております。

愛媛支店	089-948-1121	松山支店	089-943-1141
新居浜支店	0897-33-8567	三島支店	0896-24-3939
今治支店	0898-22-0913	八幡浜支店	0894-22-1292
宇和島支店	0895-22-0565	西条支店	0897-56-2864
愛媛ローンセンター	089-948-1120	新居浜ローンセンター	0897-33-3360